

水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、本市の宣伝又は広報に寄与するため、マスコットキャラクターのデザイン（デザインから制作した立体物を含む。以下同じ。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(マスコットキャラクター等)

第2条 マスコットキャラクターは、登録番号第 5563707 号として商標登録されたものとする。

2 マスコットキャラクターの名称は、水戸市マスコットキャラクター「みとちゃん」とする。

(表現方法)

第2条の2 マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の表現方法は、別図に定めるもの又は市長が別に定める基準によるものでなければならない。

(使用の制限)

第3条 キャラクターのデザインは、その使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、使用してはならない。ただし、第2号に該当し、又は該当するおそれがある場合で当該使用が本市の宣伝又は広報に寄与すると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市の信用又は品位を害すること。
- (2) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を宣伝し、広報し、支援し、又は推薦すること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
- (5) 水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者の使用に供されること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めること。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、商品等ごとにマスコットキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第 1 号）に関係書類及び当該商品等の見本等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、別図に定める表現方法による場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時（別図＜カラー＞の No. 45、同図＜モノクロ＞の No. 45 又は同図＜線画＞の No. 45 に定める表現方法を用いるときを除く。）。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 前項の商品等の見本等の提出が困難な場合は、商品等の写真の提出をもって見本等の提出に代えることができる。

(使用の決定)

第5条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときはマスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（様式第 2 号）により、承認しないときはマスコットキャラクターデザイン使用（変更）不承認通知書（様式第 3 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(使用することができる期間)

第6条 キャラクターのデザインを使用することができる期間は、前条の規定により使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。

(使用料)

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び第4条第1項ただし書の規定により承認を受けずにキャラクターのデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) キャラクターのデザインに近接して、名称を表記すること（名称を完全に表記することが困難な場合は、市長の指定する方法によること。）。
- (3) キャラクターのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用者にあっては、使用の承認を受けたキャラクターの表現方法を改変する行為をしないこと。
- (5) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(変更の申請)

第9条 使用者は、第5条第1項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクターデザイン使用変更承認申請書（様式第4号）に使用分類、表現方法を変更する場合その他市長が必要と認める場合にあっては商品等の見本等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の商品等の見本等の提出が困難な場合は、商品等の写真の提出をもって見本等の提出に代えることができる。

3 第5条の規定は、キャラクターのデザインの使用の変更の申請について準用する。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第5号）によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 第8条に定める遵守事項に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャラクターのデザインの使用が適当でないと市長が認める場合

2 市長は、前項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る商品等の回収を求めることができる。

(免責)

第11条 市長は、キャラクターのデザインの使用の承認の取消しにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(適用除外)

第 12 条 この要項の規定は、キャラクターのデザインの使用が家庭内の使用にとどまる場合については、適用しない。

(補則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成 27 年水戸市告示第 125 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 28 年水戸市告示第 127 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 28 年水戸市告示第 287 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 30 年水戸市告示第 204 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 4 年水戸市告示第 167 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 4 年水戸市告示第 243 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 5 年水戸市告示第 258 号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 6 年水戸市告示第 52 号)

この要項は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書

水戸市長 様

住 所

申請者 氏名又は名称

代 表 者 名

マスコットキャラクターのデザインを使用したいので、水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項第 4 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請します。

商品等製作物の名称			
使用分類	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 看板・店舗壁面・商品 P O P 等 3 W E B ページにおける使用 4 雑貨 5 食品 6 その他（ ）		
頒布地域	☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外		
商品詳細 ※商品に使用する 場合のみ	1 販売単価（税込）		2 販売数量
	3 販売場所		
表現方法	1 別図に定める表現方法 ☐ カラー ☐ モノクロ ☐ 線画 No. 2 上記以外		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
連絡先	担当者名： 電 話： メールアドレス：		
添付書類			

※ マスコットキャラクターのデザインを商品等に使用する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等）
- (2) その他参考となるもの

※ 複数の商品等にてデザインを使用する場合は、商品等ごとに申請書を提出すること。

様

水戸市長

印

商品等製作物の名称				
使用分類	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 看板・店舗壁面・商品POP等 3 WEBページにおける使用 4 雑貨 5 食品 6 その他（ ）			
頒布地域	☐ 市内 ☐ 県内 ☐ 県外			
商品詳細 ※商品に使用する 場合のみ	1 販売価格（税込）		2 販売数量	
	3 販売場所			
表現方法				
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
承認の条件	(1) 水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項の規定を遵守すること。 (2) 条件に違反したときは、マスコットキャラクターのデザインの使用承認を取り消すことがある。			

第 号
年 月 日

マスコットキャラクターデザイン使用（変更）不承認通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあったマスコットキャラクターのデザインの使用について、以下のとおり不承認としたので、水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項第5条第1項の規定により通知します。

商品等製作物の名称	
不承認の理由	
備 考	

年 月 日

マスコットキャラクターデザイン使用変更承認申請書

水戸市長 様

住 所

申請者 氏名又は名称

代 表 者 名

年 月 日付けで承認を受けた内容について、以下のとおり変更したいので、水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項第9条第1項の規定により申請します。

変 更 内 容	変更前	変更後
商品等製作物の名称		
使用分類	1 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） 2 看板・店舗壁面・商品POP等 3 WEBページにおける使用 4 雑貨 5 食品 6 その他（ ）	
商品詳細 ※商品に使用する 場合のみ	1 価格(税込) 2 数量 3 販売場所	1 価格(税込) 2 数量 3 販売場所
表現方法		
使用期間		
変更理由		
連絡先	担当者名： 電 話： メールアドレス：	
添付書類		

第 号
年 月 日

マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書

様

水戸市長

印

マスコットキャラクターのデザインの使用の承認について、以下のとおり取り消すので、
水戸市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要項第 10 条第 1 項の規定により通知
します。

商品等製作物の名称	
取消の理由	
備 考	